○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県

二　地域再生計画の名称　三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡和束町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした観光振興による地域再生～見て、食して、体験して、茶源郷からのおもてなし～

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡和束町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府

二　地域再生計画の名称　大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市及び阪南市並びに大阪府三島郡島本町、豊能郡豊能町及び能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村の全域並びに堺市及び守口市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市及びたつの市並びに兵庫県川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町及び播磨町、神崎郡市川町、福崎町及び神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町並びに美方郡香美町及び新温泉町

二　地域再生計画の名称　ひょうご本社機能立地支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊丹市

二　地域再生計画の名称　安全・安心まちづくりのための社会インフラシステム整備・活用に係る伊丹市地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊丹市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　朝来市

二　地域再生計画の名称　朝来市歴史的な建物や空き家などを活かした地域活力再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　朝来市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県

二　地域再生計画の名称　和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町、西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

二　地域再生計画の名称　鳥取県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県

二　地域再生計画の名称　島根県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）